

地方公務員の退職管理の適正の確保について

(平成26年6月9日 地方公務員法等の一部を改正する法律に関する説明会資料)

総務省自治行政局公務員部高齢対策室

1. 元職員による働きかけの規制（第38条の2関係）

- 1 離職後に営利企業等※1に再就職した元職員（＝再就職者）は、離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の職員に対して、当該営利企業等又はその子法人と在職していた地方公共団体との間の契約等事務※2について、離職後2年間、離職前5年間の職務上の行為をする（しない）ように、要求又は依頼すること（＝働きかけ）が禁止されます。
- 2 在職中のポストや職務内容により、規制される働きかけの対象範囲や規制される期間が異なります。
- 3 規制に違反した元職員には過料又は刑罰が科せられます。また、元職員から働きかけを受けた職員は、人事委員会（公平委員会）にその旨を届け出る義務があります。

再就職者

営利企業に再就職した元職員



非営利法人に再就職した元職員



離職後2年間に、契約等事務であって
離職前5年間の職務に関する働きかけをすること

現職職員

※再就職者が在職していた執行機関の組織等の職員



※1: 営利企業等

営利企業及び非営利法人（国、国際機関、地方公共団体、特定独立行政法人及び特定地方独立行政法人を除く。）のことをいいます。

※2: 契約等事務

①再就職者が在籍している営利企業等又はその子法人と在職していた地方公共団体との間で締結される契約、②当該営利企業等やその子法人に対する処分に関する事務のことをいいます。

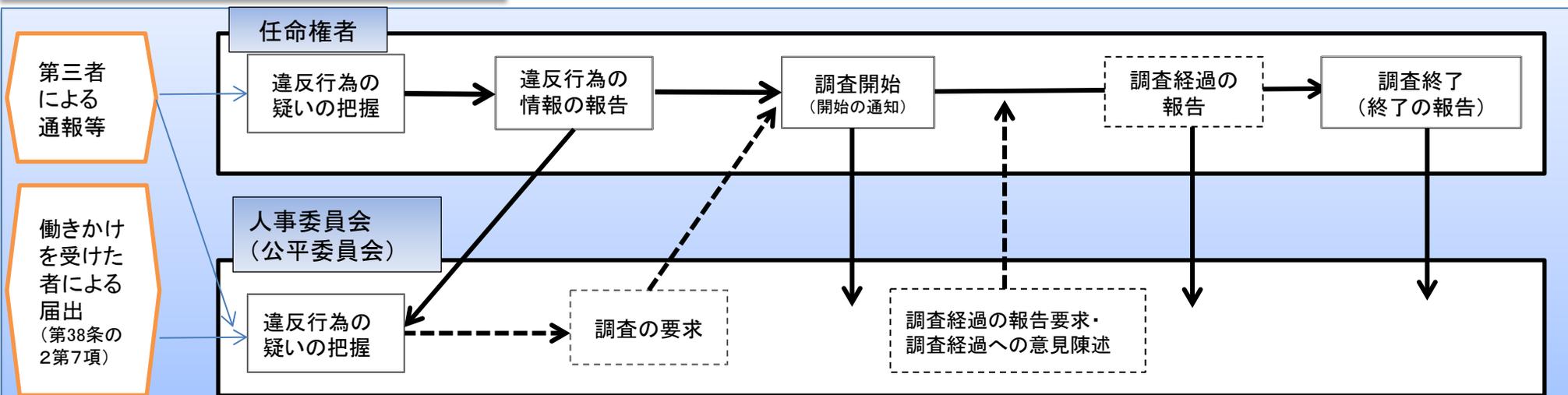
2. 働きかけ規制違反に関する監視（第38条の3～第38条の5関係）

働きかけ規制に違反する行為を行った疑いがある場合は、当該違反行為について、任命権者が調査を実施することになります。その際、人事委員会（公平委員会）は、任命権者が行う調査が公正に行われるよう、その開始から終了までを監視することになります。

◎ 監視の仕組み

項目	内容
任命権者の報告（通知）義務	任命権者は、違反行為の疑いを把握したとき、違反行為に関して調査を開始するとき及び当該調査が終了したときは、人事委員会（公平委員会）に報告（通知）をしなければなりません。《第38条の3並びに第38条の4第1項及び同条第3項》
調査の要求	人事委員会（公平委員会）は、違反行為があると思料するときは、任命権者に対して、調査を行うよう求めることができます。《第38条の5第1項》
調査経過の報告要求・意見陳述	人事委員会（公平委員会）は、任命権者が行う調査の経過について、報告を求め又は意見を述べるすることができます。《第38条の4第2項》

◎ 規制違反に係る調査の流れ



3. 地方公共団体の講ずる措置（第38条の6第1項関係）

地方公共団体は、①国家公務員法の退職管理の規定の趣旨及び②職員の再就職状況を勘案して、退職管理の適正確保に必要と認められる措置を講ずるものとされており、職務の公正な執行及び住民の信頼確保の観点から適切に対応する必要があります。

◎ 退職管理の適正確保に「必要と認められる措置」の例

国家公務員法に規定されている再就職に関する規制等を踏まえ、以下のような措置が想定されます。

例1 再就職状況の公表（国公法第106条の25第2項）

例2 職員が他の職員又は元職員の再就職をあっせんすることの制限（国公法第106条の2第1項）

例3 職員が在職中に自らの職務と利害関係のある企業等に求職活動することの制限（国公法第106条の3第1項）

◆ 留意事項

法律の施行前であっても、職務の公正な執行及び公務に対する住民の信頼確保を図る観点から、職員の再就職状況を公表し、住民に対して積極的に情報公開を進めていくといった退職管理に関する取組を行うことは差し支えありません。

上記で例として挙げた以外の措置（例：離職後の再就職の自粛要請や外郭団体等へ再就職する場合における再就職先での報酬水準等の制限などの措置）を講ずることは妨げられません。

4. 再就職情報の届出（第38条の6第2項関係）

地方公共団体は、元職員による働きかけ規制の円滑な実施及び退職管理の適正確保に必要と認められる措置を講ずるために必要なときは、条例で元職員に対し、再就職情報の届出を義務付けることができます。

また、届出義務違反に対して、条例で10万円以下の過料を科すことができます。

◎ 条例で定める事項

地方公共団体が再就職情報の届出を義務付ける場合、以下の内容について、条例で定める必要があります。

- ①届出の対象者（例：在職時に○級以上であった者）
- ②届出が必要な場合（例：離職後に営利企業又は営利企業以外の法人の地位に就いた場合）
- ③義務付け期間（例：離職後○年間）
- ④届出事項（例：氏名、生年月日、離職時の職、離職日、再就職日、再就職先の名称・業務内容・地位）
- ⑤届出の手續・様式
（届出義務違反に対する罰則）

【参考】 国家公務員法第106条の24第2項の再就職情報の届出の概要

◆対象者：管理職職員（≡本省企画官級以上）であった者

◆届出が必要な場合

- ①有給で、営利企業以外の事業の団体の地位に就いた場合
- ②有給で、事業に従事することとなった場合又は事務を行うこととなった場合
- ③営利企業の地位に就いた場合

※：日雇いの場合、現役出向の場合、再任用される場合などは届出不要。また、②及び③についても、報酬額が一定以下である場合は届出不要

◆届出の義務付け期間：離職後2年